

特定子ども・子育て支援施設等確認申請書添付書類一覧

施設・事業区分	提出書類
<p>共通 ※実施する事業に関わらず各施設 1 部ずつ提出してください</p>	<p>①定款または寄附行為 ②履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本） ③子ども・子育て支援法第 5 8 条の 1 0 第 2 項に規定する申請をすることができない者に該当しない旨の誓約書【付表 1】 ④役員一覧表【付表 3】 ※以下の事業を複数実施している場合でも、①～④の書類は 1 部のみ提出してください。</p>
<p>国立の認定こども園 未移行幼稚園 特別支援学校</p>	<p>・別紙 1（特定教育・保育施設以外の認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚園） ・学校教育法における幼稚園認可証の写し（国立大学法人立は不要） ・園則（学則） ・職員体制一覧表【付表 2】</p>
<p>認可外保育施設</p>	<p>・別紙 2（認可外保育施設） ・料金表及び利用案内（またはパンフレット） ・認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の写し（または基準への適合（見込）状況を説明する書類） ※認可外保育施設を設置・運営する場合は、児童福祉法第 59 条の 2 に基づき市に届出をする必要があります。</p>
<p>（ベビーシッターのみ）</p>	<p>・研修の修了証の写し等の研修を受講したことや参加したことが分かる書類</p>
<p>預かり保育事業</p>	<p>・別紙 3（預かり保育事業） ・認定こども園→認定こども園認可（認定）証の写し 幼稚園、特別支援学校→学校教育法における幼稚園認可証の写し ・料金表、利用案内（またはパンフレット） ・預かり保育事業担当者名簿【付表 4】 ・施設の図面（預かり保育の実施場所を明示したもの）</p>
<p>一時預かり事業</p>	<p>・別紙 4（一時預かり事業） ・料金表及び利用案内（またはパンフレット） ※一時預かり事業を実施する場合は、児童福祉法第 34 条の 12 に基づき市に届出をする必要があります。</p>
<p>病児保育事業</p>	<p>・別紙 5（病児保育事業） ・料金表及び利用案内（またはパンフレット） ・施設の図面（保育室などの配置が分かるもの） ※病児保育事業を実施する場合は、児童福祉法第 34 条の 18 に基づき市を通じて県に届出をする必要があります。</p>